

公益社団法人 畜産技術協会

## 日本めん羊登録規程

(平成26年3月24日)

公益社団法人 畜産技術協会



# 日本めん羊登録規程

平成15年10月1日制定

平成26年3月24日改定

## (目的)

第1条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という）は、めん羊の形質の改良と能力の向上を図るため、この規程により登録を行う。

## (定義)

第2条 前条の登録を行うめん羊は、日本めん羊登録規程事務細則（以下「細則」という。）に定める品種とする。

## (登録の種類)

第3条 登録は、予備登録、血統登録、種めん羊登録の3種とする。

## (予備登録の資格)

第4条 予備登録は、生後15カ月以上のものにつき審査の上改良の基礎又は材料として適当と認められるものについて行う。

ただし、発育良好なものは、生後15カ月に達しないものでも、登録することができる。

## (血統登録の資格)

第5条 血統登録は、次の1号及び2号の要件を備えたものについて行う。

(1) 次のいずれかに該当するもの

(ア) 登録を行っためん羊（以下「登録めん羊」という。）の間に生産されたもので離乳前のもの。

(イ) 外国登録団体の血統書を有するもの又は胎内輸入により生産されてその種付を証明する書面があるもので、協会が認めたもの。

(2) 純粋種として排除すべき著しい不良形質が現われていないもの

## (種めん羊登録の資格)

第6条 種めん羊登録は、次の要件をすべて備えたものについて行う。

(1) 血統登録を受けたもの。

(2) 生後15カ月に達し、細則に定める審査標準による審査の結果、各部位の付点率が70%以上で、総得点が75点以上のもの。

(3) 父母の繁殖成績に異常を認めないもの。

## (申込み)

第7条 登録を受けようとする者は、細則に定める様式の申込書を協会に提出するものとする。

血統登録の申込書には、細則に定める様式の種付けを証明する書類を添付するものとする。

## (審査)

第8条 登録に関する審査は、外貌、めん羊の特質、乳器、肢蹄及び羊毛に対し、細則に定める審査標準に基づき、協会が委嘱した審査委員が行うものとする。

## (登録簿登載)

第9条 登録は、細則に定める登録簿に、名号、登録番号、性別、所有者等を登載して行う。

(耳標等の交付及び耳標の装着)

第10条 登録の種類ごとの耳標及び登録証明書の交付並びに耳標の装着は次のとおり行うものとする。

(1) 登録の種類ごとに細則に定める様式の耳標及び証明書を申込者に交付する。

(2) 耳標の交付を受けた者は、予備登録又は種めん羊登録をしためん羊にはその左耳に、血統登録をしためん羊にはその右耳に装着する。

(所有権移転の証明)

第11条 登録めん羊の所有権に移転があったときは、承継人は細則に定める様式の申込書に登録証明書を添えて、30日以内に協会に提出し、権利移転の証明を受けるものとする。

(書換及び再交付)

第12条 登録証明書又は耳標を汚損し又は滅失したときは、そのめん羊の所有者は細則に定める様式の申込書に、汚損の場合にはその証明書又は耳標を添え、滅失の場合にはその事由を記載して、30日以内に協会に提出し、その書換又は再交付を受けるものとする。

再交付の証明書には「再」の字を印するものとし、その交付によって原証明書及び原耳標はその効力を失う。

(異動届)

第13条 登録めん羊がへい死したとき又はこれをと殺若しくは殺処分したときは、そのめん羊の所有者は、細則に定める様式の届出書にその証明書及び耳標を添えて、30日以内に協会に提出するものとする。

(取消し)

第14条 登録に関し虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その登録を取り消し、その証明書及び耳標を返納させるものとする。

(更正)

第15条 登録を受けた者は登録証明書又は耳標に誤りがあったときにはこれを更正することができる。更正を受けようとする者は、その証明書又は耳標及び細則に定める様式の申込書を協会に提出するものとする。

ただし、更正することができないものはこれを取り消すものとする。

(公告)

第16条 協会は第9条に定める登録簿を協会の事務所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(料金)

第17条 登録等に関する料金は別表のとおりとし、申し込みと同時に納付するものとする。

既納の料金は協会が特に理由を認めた場合を除き返付しない。

(符号及び表示)

第18条 登録に用いる符号及び耳標に記載する事項の表示は、細則に定める様式によるものとする。

(書類の経由)

第19条 この規程により協会に提出する書類は、協会の登録業務委託団体を經由するものとする。

ただし、登録業務委託団体のない地域にあつては協会に直接提出するものとする。

(申込受付の停止)

第20条 登録に関し不正の行為をした者又はこの規程による届出その他の義務を怠った者に対しては、登録の申し込みに応じないことがある。

付 則

(施行期日)

1. この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成26年3月17日）から施行する。  
ただし、別表（登録等に関する料金）は、消費税が増税される日に合わせ平成26年4月1日から適用する。

(経過規定)

2. この規程の施行前になされた、公益社団法人畜産技術協会の日本コリデール種緬羊登録規程に基づく予備登録、本登録、高等登録は、それぞれ第3条の予備登録、血統登録、種めん羊登録とみなしてこの規程を適用する。
3. この規程の施行前に、公益社団法人畜産技術協会の日本コリデール種緬羊登録規程によりなされた登記及び登録を受けためん羊の間に生産されたもので、離乳前のもは、第5条第1号（ア）に該当するものとみなして血統登録を受けることができる。
4. 公益社団法人畜産技術協会が行う血統証明を受けためん羊の間に生産されたもので、離乳前のもは、第5条第1号（ア）に該当するものとみなして血統登録を受けることができる。

別 表

登録等に関する料金

種 別	単 位	料 金
1 予備登録	1頭につき	2,160円
2 血統登録	〃	2,160円
3 種めん羊登録	〃	2,160円
4 所有権移転証明手数料	1件につき	540円
5 証明書書換手数料	〃	540円
6 証明書再交付手数料	〃	540円
7 耳標再交付手数料	〃	540円

(注) 登録業務委託団体の実情によって、この料金で実施できないときは、協会の承認を得て、この料金を変更することができる。

